

熊本県監査委員公告第19号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、令和7年（2025年）年6月9日及び7月7日に実施した監査の結果に基づき講じた措置について、熊本県知事から通知があつたので、次のとおり公表する。

令和7年（2025年）12月26日

熊本県監査委員 小原雅之
同 竹中潮
同 松村秀逸
同 吉田孝平

監査 対象機関	監査の結果	措置状況等
病院局	<p>(未収金の回収等について) 未収金の回収等について、次の課題がある。</p> <p>(1) 外来医療費の患者自己負担額について、前年度末と比べて未収金額が増加している。</p> <p>また、納入通知書のほか、督促状や催告状を送る等の徴収努力が行われていない。</p> <p>(2) 入院医療費の患者自己負担額について、前年度末と比べて未収金額が増加している。</p> <p>(3) 医療費（患者自己負担額）の収入調定を行い、未収となつた場合は、直ちに納入通知書を作成する必要があるが、入院分については直ちに作成されておらず、外来分については作成されていない。</p>	<p>(1) 令和6年度末時点で194千円余であった外来医療費の未収金については、窓口での納付推奨に加え、担当職員による督促を進めた結果、令和6年度に生じた未収金30千円余は令和7年4月25日までに納入された。</p> <p>残り163千円余については、今後も引き続き督促を行う等徴収に努めていく。</p> <p>(2) 入院医療費の未収金については、令和6年度末時点で5,857千円余であったが、令和7年9月末時点で1,425千円余まで回収を進めており、今後引き続き回収を進めていく。</p> <p>(3) 入院分の未収金については、月末時点で入院している患者に対しては収入調定後、直ちに納入通知書の作成を行つているが、月の途中で退院された患者についても、収入調定後、直ちに担当職員が納入通知書の作成を行つていて、また、外来分の未収金についても、収入調定後、直ちに担当職員が納入通知書を作成していく。</p> <p>併せて、入院・外来分の未収金状況について、一括して毎月督促状発行時に供覧し、組織的なチェックを行つていく。</p>

	<p>(4) 医事業務委託について、仕様書に定めていない未収金の納入通知書作成業務を受託者に行わせている。</p> <p>医療費に係る未収金発生の防止策を検討し、未収金の回収に努めること。併せて、会計規程に基づき、適正な事務処理を行うとともに、業務委託内容を再検討すること。</p>	<p>(4) 現行の医事業務委託に係る仕様書では、「督促状の送付」が定められており、その一環として、納入通知書の作成を受託者に行ってもらっている。今後は納入通知書の作成は担当職員が行い、同通知書の送付は、受託者が行うこととし、同仕様書に「納入通知書の送付」を明記することとする。</p> <p>未収金については、現在、関係部署や委託業者と協働し、発生の未然防止に注力するとともに債務者の状況を正確に把握して回収に努めている。</p> <p>今後、知事部局や他の自治体病院を参考に、未収金回収に係る規程の整備や、必要に応じて会計規程の改正を進める。</p>
--	---	---

(参考)

「指摘事項」とは、以下のような事柄に該当し、改善が必要とされる課題である。

- (1) 法令、条例、規則又は通知・通達に違反し、事務の執行が不適正となっているもの
- (2) 未収金解消対策が的確に講じられていないもの
- (3) 予算の執行又は財産管理等において、適正を欠くもの
- (4) 故意又は重大な過失により、不経済や損害を生じさせたもの
- (5) 経済性、有効性又は効率性が著しく低いもの
- (6) 事務・事業の執行に当たり、是正又は改善が必要であると認められるもの
- (7) 前年度監査において注意事項とされていた事項では是正又は改善がされていないもの